

大分港大在コンテナターミナル 利用転換促進助成制度のご案内！

1 大分港大在コンテナターミナル利用転換助成

他港利用からの転換及び他の輸送手段からコンテナ輸送に転換した外貿コンテナ貨物（「利用転換貨物」）又は 新規に貿易を開始した外貿コンテナ貨物（「新規貿易貨物」）に対し助成します。

1コンテナあたり 1万円を助成
（助成上限額 1荷主 500万円）

2 デマレージ助成

利用転換貨物及び新規貿易貨物にデマレージが発生した場合にその一部を助成します。
デマレージ発生日から起算して3日後までに発生したデマレージ額を助成

3 通関実地検査費用助成

利用転換貨物及び新規貿易貨物の輸入貨物検査費用の一部を助成します。

利用開始から1年間に発生した「通関実地検査費用」の3分の1の額を助成
（助成上限額 1荷主 20万円）

※「通関実地検査費用」・・・関税法第67条の規定による輸入許可に必要な検査に係る費用のうち、
①蔵置場と検査場所間の貨物の移動費用、②検査に係る貨物の積卸し作業や検査立会に要する費用

◆助成対象者：利用転換貨物・新規貿易貨物の荷主 又は 当該貨物を取り扱う海運貨物取扱業者

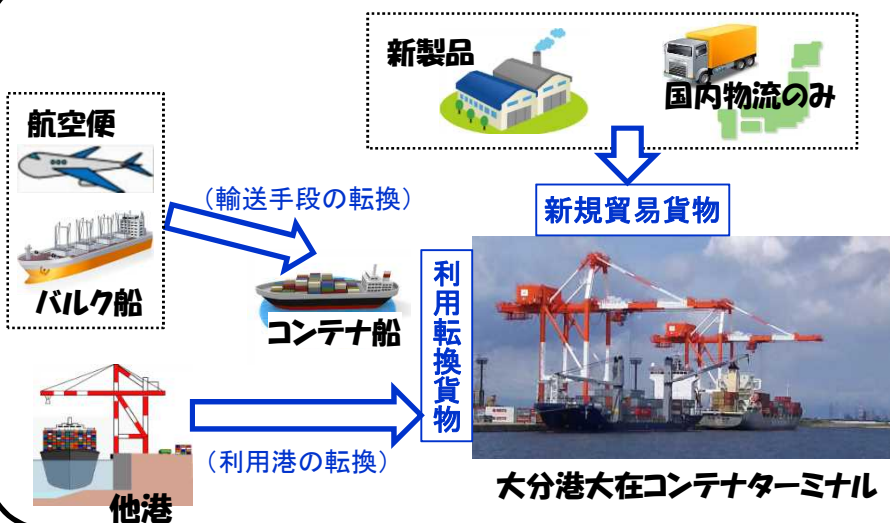
◆事業年度：平成29年度から令和4年度

※事業年度の間に利用転換した貨物に対し3年間助成する制度です。ただし3の助成については1年間

※予算の範囲内で交付します

詳細は裏面へ

助成対象貨物イメージ図



外貿定期コンテナ航路

韓国 (釜山)	週3便
韓国・中国 (釜山・光陽・新港・大連)	週1便
中国 (上海)	週1便
台湾 (基隆・台中・高雄)	週1便
国際フェリー (神戸)	週3便



助成制度の概要



1 大分港大在コンテナターミナル利用転換助成

助成対象貨物	【利用転換貨物】 ①他港利用から大在CT利用に切り替えた外貿コンテナ貨物 ※大分港と他港を併用している貨物を大分港に転換した場合は、H28年度の 大分港利用量(TEU換算)を超えたものを利用転換貨物と見なします ②コンテナ輸送以外の方法からコンテナ輸送に切替え大在CTを利用した外貿コンテナ貨物 【新規貿易貨物】 ③新たに貿易を行うようになった貨物で大在CTを利用した外貿コンテナ貨物
助成対象者	・B/L(船荷証券)に記載された荷主(輸出入者)又は当該貨物を取扱う海運 貨物取扱業者で、国内に事業所を有する事業者(個人含む) ※海運貨物取扱業者が申請者となる場合は荷主の承諾が必要です
助成期間	助成開始年度から3年 ※下記4の条件不利地域助成との併用が可能です
助成単価	1コンテナあたり 1万円 (上限額 1荷主 500万円)

2 デマレージ助成

助成対象貨物	利用転換助成の対象貨物のうち、デマレージが発生した貨物(コンテナ)
助成対象者	利用転換助成の対象者と同じ ※海運貨物取扱業者が申請者となる場合は荷主の承諾が必要です
助成期間	助成開始年度から3年間
助成単価	デマレージ発生から3日後までに発生したデマレージ額 (千円未満切捨て)

3 通関実地検査費用助成

助成対象貨物	利用転換助成の対象貨物のうち、輸入に係る関税法第67条の検査を行った貨物(コンテナ)
助成対象者	利用転換助成の対象者と同じ ※海運貨物取扱業者が申請者となる場合は荷主の承諾が必要です
助成期間	助成開始年度から1年間
助成単価	通関実地検査費用の1/3 (千円未満切捨て) (上限額 1荷主 20万円)

<参考> その他の助成制度

4 条件不利地域助成		5 燻蒸庫利用助成	
助成内容	大在CTから遠く集荷条件が不利な地域の貨物に対する助成	助成内容	大在CTで揚げたコンテナ貨物を燻蒸した場合、経費の一部を助成
助成単価	地域A：中津市、日田市、県外 40F 1本 10,000円 20F 1本 8,000円 地域B：A地域及び大分市を除く県内市町村 40F 1本 6,000円 20F 1本 5,000円 (上限 1荷主 50本)	助成単価	燻蒸経費の1/2(千円未満切捨て) (上限額 1回につき10万円)

助成制度に関する
詳細につきましては、
下記事務局まで
お問い合わせください



問合せ先

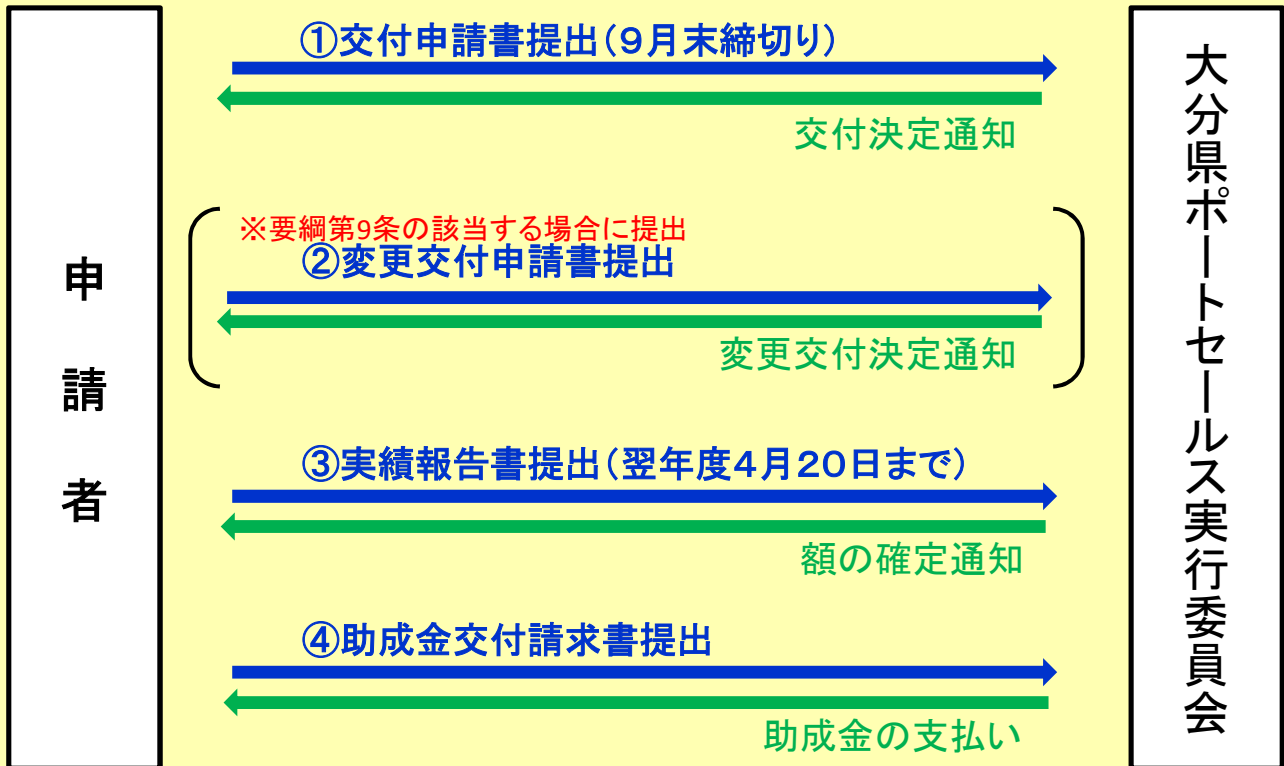
大分県ポートセールス実行委員会事務局
大分県土木建築部港湾課内
〒870-8501 大分県大分市大手町3-1-1

☎ 097-506-4617

FAX 097-506-1776

ホームページ <http://www.oitaport-ozai.jp/>

助成金交付手続きフロー（R2年度）



手続き	必要書類 (申請内容等確認のため下記以外にも別途資料をご提出いただく場合があります)	提出期限
①交付申請	1 交付申請書(第1号様式) 2 事業計画明細書(第1号様式の1~4) 3 H28年度大在CT利用状況証明書(第2号様式)・・・海貨業者の証明 4 荷主からの承諾書(第3号様式)・・・海貨業者が申請する場合 ※3及び4は該当する場合に提出	会長が定める日 R2.9.30
②変更交付申請	1 変更交付申請書(第5号様式) 2 事業計画明細書(第1号様式の1~4)・・・変更後の明細書	要綱9条の変更が生じたとき
③実績報告	1 実績報告書(第7号様式) 2 事業実績明細書(第7号様式の1~3) 3 船荷証券(B/L)等、利用転換助成対象貨物の数量が確認できる資料の写し 4 インボイス、デビットノート等助成対象デマレッジ額が確認できる資料の写し・・・該当する場合 5 海運貨物取扱業者発行の請求書等、通関実地検査費用が確認できる資料の写し	R3.4.20
④交付請求	1 交付請求書(第9号様式)	額の確定後速やかに



書類提出先

〒870-8501

大分県大分市大手町3丁目1番1号

大分県土木建築部港湾課内 大分県ポルトセールス実行委員会事務局あて